

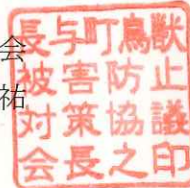
長与町鳥獣被害防止対策協議会 公告第1号

物品の購入について、制限付一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和8年9月9日

長与町鳥獣被害防止対策協議会

会長 永石 大祐



1. 入札物品

- (1) 購入番号：8 長与鳥獣協第1号
- (2) 購入名：ワイヤーメッシュ柵購入（ながさき鳥獣被害防止総合対策事業）
- (3) 概要：ワイヤーメッシュ柵を設置するために必要な資材の調達及び納品
- (4) 納入期限：契約締結日から令和9年2月26日までの間随時
- (5) 納入場所：長与町内の協議会が指定する場所毎に納入

2. 担当課及び問い合わせ先（受付場所）

入札、契約、物品に関する問い合わせ先は、以下の通りとする。

〒851-2185 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 659 番地 1

長与町 建設産業部 産業振興課 電話 095-801-5836(直通)、FAX 095-883-3337

3. 参加資格及び条件

本件契約に係る入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令 167 条の 4 に該当しない者。
- (2) 同一入札に参加しようとする者のうちに、その者の代表者（入札及び契約の締結権限を有する受任者を含む。以下同じ）と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。
- (3) 長与町工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成 17 年 7 月 1 日施行）及び長与町が行う各種契約からの暴力団等排除要綱（平成 24 年 1 月 27 日施行）の規定による指名停止の措置を受けて（公告日までに指名停止基準に該当することとなった場合を含む）いない者。
- (4) 所在地における国税（法人にあっては法人税をいい、個人にあっては所得税をいう。）、都道府県税、市町村税並びに賦課金等の滞納をしていないこと。

4. 参加表明

(1) この入札に参加しようとするもの（以下「参加申請者」という。）は、所定の期日までに参加表明書（第1号様式。以下「表明書」という。）及び添付書類を提出しなければならない。

(2) 参加表明書の受付等

①受付期間：公告日から令和8年9月25日（金）までの（土・日曜日・祝日を除く）9時から17時まで。（ただし、12時から13時までを除く。）

②受付場所：長与町 建設産業部 産業振興課（郵送可）

③提出書類の様式の配布は、長与町ホームページ又は受付場所にて行う。

④表明書提出後に参加を辞退する場合には、辞退届（第2号様式）を提出すること。

⑤表明書及び辞退届の提出に係る費用は、参加者の負担とする。

5. 参加資格審査及び審査結果の通知

参加申請者から提出された表明書及び添付書類について参加資格の審査を行い、FAXにより令和8年9月28日（月）までに通知する。（入札参加資格確認通知書（第3号様式）原本については別途郵送する。）

6. 設計書及び仕様書等の配布

設計書及び仕様書等の配布は、長与町ホームページ又は受付場所にて行う。

7. 質疑応答に関する事項

本業務に係る設計書等の質疑は、下記要領により所定の質問書で行うものとする。

(1) 提出期限は令和8年9月28日（月）12時00分までとする。

(2) 提出方法はFAXに限る。

(3) 回答については令和8年9月28日（月）17時00分までに入札参加資格者に対し、FAXにより回答する。

8. 入札に関する事項

(1) 郵送による入札とする。（来所提出可）

(2) 提出期限 令和8年10月5日（月）12時00分 必着。

(3) 提出先：長与町鳥獣被害防止対策協議会（長与町 産業振興課内）

〒851-2185 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1

(4) 入札書封筒には「1. 入札物品」の購入番号と購入名を記載すること。

(5) 入札の回数は1回とし、次の方法により請負業者を決定する。

ア 1回目に予定価格内に達した最低価格者。

イ 不調の場合は、1回目の最低価格入札者より見積書を徴し、随意契約をすることができる。

ウ 同額入札書提出は、抽選とする。

(6) 入札保証金は免除する。ただし、落札した場合において、契約を締結しないときは落札額の100分の5を損害金として請求する。

(7) 開札日時及び場所

ア 開札日時 令和8年10月5日(月)14時00分

イ 開札場所 長与町役場2階第2会議室

ウ 開札の立会を希望するものは、開札日前日までに「2. 担当課及び問い合わせ先」に連絡すること。

9. 無効入札に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とし、当該入札をした者と失格とし、再度入札の参加を認めない。

- (1) 参加資格のない者のした入札。
- (2) 同一入札者がした2以上の入札。
- (3) 指定した会場に入札日時までに入札書が届いていない者の入札。
- (4) 金額その他記載事項が明らかでない入札。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反してした入札。

10. 契約に関する事項

- (1) 落札者は、契約書に記名押印し、落札の翌日から7日以内にこれを長与町鳥獣被害防止対策協議会会長に提出しなければならない。

11. その他

- (1) その他細部については、長与町財務規則及び長与町建設工事執行規則（長与町ホームページにおいて閲覧可能）及び、その他関係法令等による。
- (2) 納入にかかる配送料及び契約代金の振込手数料は落札者負担とする。